

令和7年度SNS情報発信業務公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「委託者」という。）

2 業務名

令和7年度SNS情報発信業務

3 業務の目的

令和6年の訪日外客数は過去最高値を更新し、日本の様々な旅行先に関する情報の需要が高まる中、自地域への誘客を行うためには最新ニュースや最新情報の入手先として広く活用されているSNSによる情報発信が必要不可欠である。

そこで、東アジア・東南アジア・欧米豪市場に向けて、SNSで札幌の魅力を発信し、札幌の認知拡大を促進するとともに、訪日旅行検討層に札幌の最新情報や旅行中役立つ情報などを発信し、ユーザーの来札意欲向上を図ることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間の所定の日とする。但し、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が決める。

5 予算規模

本業務の上限は8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

上記目的の達成に向け、下記(1)～(2)の業務を実施すること。

なお、札幌は下記2つのブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、ブランディングコンセプトに沿った事業の企画・実施を行うこと。

※ Sapporo, North Capital Backed by Nature

（通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト）

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを提供する。

Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

(冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト)

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しみを提供する。

(1) Facebook による情報発信

Facebook アカウント「Visit Sapporo」(4 言語展開)

・英 語：<https://www.facebook.com/visitsapporo.en/>

対象市場：欧米豪、東南アジア（英語圏）

・繁体字：<https://www.facebook.com/visitsapporo.tc/>

対象市場：台湾、香港

・タイ語：<https://www.facebook.com/visitsapporo.th/>

対象市場：タイ

・韓国語：<https://www.facebook.com/visitsapporo.kr/>

対象市場：韓国

ア 投稿記事制作

(ア) 投稿時期

令和 7 年 6 月中旬～令和 8 年 4 月

ただし、令和 8 年 4 月分の投稿については、予約投稿にて実施すること。

(イ) 投稿頻度

各言語週 2 回以上投稿を行うこと。

※週 2 回以上の投稿のうち、1 回は必ず新規作成記事を投稿することとし、
残りの投稿についてはシェア投稿等を含むことも可とする。

(ウ) 投稿フロー及び内容

・投稿内容の企画、情報収集、掲載可否確認、投稿記事制作、投稿用素材収

集、翻訳、発信は受託者が行うこと。

- ・受託者は月次会議を開催し、翌月の投稿内容について委託者と協議を行うこと。また、受託者は会議開催前に、翌月分の投稿内容及びスケジュール案を委託者へ提出すること。
- ・投稿案の作成にあたっては、受託者において対象市場の志向を十分に分析した上で以下のコンテンツを適宜含めて企画することとし、札幌市内の情報に精通した者が監修すること。また、時季を得た内容とすること。

○市内の最新情報、話題のグルメスポット等旬な情報（毎月）

○市内で開催されるイベントに関連する投稿

（投稿時期は委託者との打ち合わせによる）

○市内観光モデルコース（毎月）

○雪や花など札幌の季節が感じられる投稿（適時）

○公共交通機関の使用方法などの市内観光に役立つ情報（隔月）

- ・上記の協議により決定した投稿案について、受託者はネイティブチェックを行い、対象市場において興味関心が高い内容であることを確認すること。

(エ) 投稿記事について

- ・投稿記事の作成にあたっては、単なる紹介文にならないように留意し、対象市場の興味関心を高める臨場感のある内容となるよう工夫すること。
- ・投稿記事には内容に関連する画像を複数枚掲載することとし、画像は原則として本業務の中で撮り下ろすものとする。ただし、やむを得ない事情により撮影が困難な場合には、購入を含め外部調達を認める。いずれの場合でも、高画質・高解像度の素材であること。
- ・翻訳は各言語のネイティブまたはネイティブレベルの作文能力を有する者が行うこと。
- ・投稿前に委託者に必ず内容の確認を行い、承認を得た上で投稿すること。
- ・UGC（User Generated Contents）を活用した投稿も可とするが、権利関係等には十分留意の上行うこと。

(オ) コメント等への対応

ユーザーからの投稿に関するコメントやダイレクトメッセージ等については、必要に応じて早急に返信等の対応を行い、その内容については後述「イ 効果

測定及び分析」に定める毎月の報告内に記載すること。なお、返信等に際し委託者への事前確認が必要と判断されるコメント等については、速やかに委託者と協議の上、対応すること。

(カ) その他

各言語のカバー画像については、季節に合わせて更新することとし、委託者と協議の上、時季ごとの札幌の魅力が十分伝わるような画像を選定すること。

イ 効果測定及び分析

効果測定の指標となる投稿のリーチ数、エンゲージメント率、フォロワー数等について、KPI を設定すること。

また、投稿結果は、データ収集・分析を行い、現状の課題や対策に関する提案及びコメント対応を含め、翌月 15 日までに報告すること（ただし、令和 8 年 3 月分については、事業実施報告書に併せて記載）。

なお、データ収集・分析の詳細については、受託者決定後、委託者と協議の上、決定することとする。

【参考：Facebook のフォロワー数、リーチ数、エンゲージメント数・率】

	フォロワー数 (R7 年 3 月 22 日時点)	平均リーチ数/投稿 (R6 年 6 月～R7 年 3 月平均)	平均エンゲージメント率/ 投稿 (R6 年 7 月～R7 年 3 月平均)
英語版	86,414	12,140	13.7%
繁体字版	60,546	17,921	11.1%
タイ語版	62,199	5,616	9.9%
韓国語版	3,444	515	19.3%

ウ リスクマネジメント

- ・アカウント乗っ取り防止対策を講じること。
- ・定期的にユーザーからの投稿内容やコメント等を確認し、炎上・荒らし行為対策を講じること。

エ その他

災害等の緊急対応や、委託者が指定するコンテンツ、または委託者が実施する事業について投稿指示があった場合、随時委託者の指示に従うこと。

(2) 記事拡散・フォロワー拡大に向けた広告

記事拡散及びフォロワー拡大を目指し、上記 6 (1) の Facebook 及び委託者が運営す

る Instagram において適切な広告を実施すること。

ア 対象アカウント

(ア) Facebook

6(1)に記載する各言語において広告を実施すること。

※現状のフォロワー数等については、6(1)イのデータを参照。

(イ) Instagram

委託者が運営する Instagram アカウントにおいて広告を実施すること。

※記事投稿は、委託者にて実施する。

【アカウント (Visit Sapporo)】 英語のみ

<https://www.instagram.com/visit.sapporo/?hl=ja>

【参考：フォロワー数及び国別割合（上位5か国（日本除く））】

フォロワー数（R7年3月4日時点）：54,191

①米国18.2% ②フィリピン10.9% ③インドネシア8.9% ④マレーシア7.2% ⑤シンガポール7.2%

イ 広告期間（Facebook、Instagram 共通）

令和7年6月～令和8年3月の間、毎月1回以上（1週間程度／回想定）

※提案時の想定。具体的な時期及び回数については受託者決定後に委託者と受託者の協議により決定する。

ウ 広告規模

2,400千円程度（内訳：Facebook 1,200千円、Instagram 1,200千円）

※提案時の想定金額。事業内容に応じて増減の可能性あり。

エ 効果測定及び分析

広告による獲得フォロワー数について、KPIを設定すること。また、広告結果について分析を行い、改善提案等含め、翌月15日までに報告すること（ただし、令和8年3月分については、事業実施報告書に併せて記載）。

7 成果物について

事業終了時に、実施概要、実施結果及び分析結果等を取りまとめ、事業実施報告書を作成し、電子データ（DVD-R等）で提出すること。

なお、本事業内で制作したロゴ、デザイン等、撮影・収集・購入した写真等がある場合、当該データを提出すること。写真等については委託者が実施する他の観光プロ

モーションで二次利用できるよう権利関係の調整を行うよう努めること。

また、ロゴやデザイン等については、AI データ及び PNG データも併せて提出すること。

8 企画提案を求める事項

以下の(1)～(6)について企画提案書を作成すること。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 実施方針

本業務の目的や、対象市場における旅行動向や志向について考察し、本事業の実施に当たって基本的な考え方を記載すること。

(2) Facebook 運用

ア 海外向けの SNS 情報発信に関するノウハウや実績

提案者の海外向け SNS 情報発信に関するノウハウや過去の実施業務による実績を示すこと。

イ 運用方針

投稿頻度、投稿内容に関する情報収集方法及び投稿素材の収集方法等に加え、以下(㍑)から(㍕)について具体的な方針を示すこと。

(㍑) 各市場の志向を十分に取り入れるための施策、ネイティブとの連携体制

(㍒) リーチ数、エンゲージメント率、フォロワー数を増加させるための施策

(㍓) ユーザーへの対応（コメント等）や、リスクマネジメントに関する実施体制等

ウ 投稿スケジュール及び記事内容

各言語の 7 月末までの投稿スケジュール案と投稿記事案を日本語で示すこと。

また、興味関心を高めるための工夫点について、具体的に示すこと。

(3) 広告の手法、期間・回数、広告内容

具体的な広告の手法、期間や回数、広告内容を示すこと。また、その他フォロワーの拡大に資するような独自提案がある場合には、その内容について示すこと。

(4) 効果測定

当該プロモーションの有効性を測る事業指標又は成果指標を具体的に設定し（リ

ーチ数、エンゲージメント率、フォロワー数等)、それぞれの目標値を示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

9 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の 市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

10 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年5月2日(金)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年5月16日(金) 12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年5月26日(月) 12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和7年6月4日(水)
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和7年6月上旬
カ 契約締結	令和7年6月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局(札幌市観光・MICE 推進部)へ持参又は郵送により提出すること。

ア 参加申込書(様式1)	1部
イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)	
・表紙に提案者の団体名称を記載したもの	3部
・提案者の団体名称が記載されていないもの	12部
ウ 上記イのPDFデータ(CD又はDVD)	1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。
- ウ 提出のあった申込書類については返却しない。

エ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年5月9日(金)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【令和7年度SNS情報発信業務】質問書」とする。

11 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「9 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (8-(1) 関係)	実施方針の策定に係る考え方が適切であるか。	5
Facebook 運用 (8-(2) ア関係)	海外向けのSNS情報発信に関するノウハウや実績を有しているか。	10
Facebook 運用	投稿頻度及び投稿内容の企画立案に係る手法が適切である	20

(8-2) イ関係)	とともに、示された各種施策や実施体制が効果的であるか。	
Facebook 運用 (8-2) ウ関係)	投稿案は、各対象市場の志向に沿ったものとなっており、札幌への興味関心の向上及び来札意欲の喚起を図るものとなっているか。	30
広告手法 (8-3) 関係)	広告手法は、SNS 投稿の情報拡散及びフォロワー拡大が見込める適切なものであるか。	20
効果・目標の妥当性 (8-4) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (8-5) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (8-6) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「9 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされ

た団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

13 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 三上、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp